

令和6年12月

播磨町議会定例會議案

諮詢第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 加古郡播磨町

氏 名 松井 佳子

生年月日

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 54 号

工事請負契約締結の件

令和6年10月25日付けで入札に付した播磨小学校校舎屋上防水改修工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨小学校校舎屋上防水改修工事
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ¥42,130,000. -
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥3,830,000. -)
- 4 契約の相手方 兵庫県加古川市平荘町一本松523番地
株式会社三島塗建工業
代表取締役 杉本 直也

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 55 号

工事請負契約締結の件

令和6年11月25日付けで入札に付した播磨町東部コミュニティセンター新築工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨町東部コミュニティセンター新築工事
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ¥567,600,000. -
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥51,600,000. -)
- 4 契約の相手方 兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号
株式会社赤鹿建設
代表取締役 赤鹿 竜夫

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 56 号

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例制定の件

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 播磨町の地域福祉の総合的拠点として、子どもから大人までの全世代の福祉に関する支援を必要とする者への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える団体の活動及び連携を推進するため、播磨町総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、播磨町宮北1丁目3番5号とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福祉の総合相談業務
- (2) センターの管理運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前2号に掲げる日を除く。）

(使用の制限)

第6条 センターの使用者は、あらかじめ町長の許可を得た場合を除くほか、使用の際、特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(原状回復義務等)

第7条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につき、責めを負うものとする。

(指定管理者による管理)

第8条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、第3条に規定する業務とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第4条及び第5条中「町長が必要と認める場合は、」とあるのは「指定管理者が必要と認める場合は、あらかじめ町長の承認を受けて」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 播磨町福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第25号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の播磨町福祉会館の設置及び管理に関する条例第12条の原状回復義務等を負う者は、この条例の施行の日に第7条の原状回復義務等を負っているものとみなす。

議案第 57 号

播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例制定の件

播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、播磨町（以下「町」という。）において、町民等の権利及び利益の保護に配慮しつつ、通学路、駅周辺等の道路等に設置する見守りカメラに関し、必要な事項を定めることによって、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他町民生活の安全の確保を図り、もって町民等が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りカメラ 公共の場所を継続的に撮影するため、町が設置する撮影装置のうち、見守りカメラと表記されているものをいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する道路、公園その他の屋外の場所をいう。
- (3) 町民等 町内に居住する者、通勤、通学等により町内に滞在する者及び町内を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 見守りカメラにより記録された電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であつて、画像表示装置を用いて画像として表示できるものをいう。
- (5) 画像個人情報 画像データのうち、特定の町民等が識別され、又は識別され得るものをいう。

(基本原則)

第3条 町長は、町民等がその容貌及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、見守りカメラの設置及び運用に当たっては、十分な配慮をしなければならない。

2 町長は、町民等が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、見守りカメラの設置及び運用に当たっては、関係する団体又は機関との連携を図らなければならない。

(見守りカメラの設置等)

第4条 町長は、第1条の目的を達するため、公共の場所に見守りカメラを設置することにより撮影し、録画すること（次項第5号において「設置等」という。）ができる。

2 町長は、見守りカメラの設置及び運用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影の対象区域及び範囲を必要最小限度とすること。
- (2) 画像データの保管期間は、2週間以内の範囲内において規則で定める期間とすること。ただし、法令又は条例（次条第2項第1号において「法令等」という。）の規定に基づき画像データを提供する場合又は捜査機関等から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合において、町長が必要と認めるときは、2週間を超えて画像データを保管することができます。
- (3) 保管期間を経過した画像データについては、消去、粉碎その他の方法により復元す

ることができないようにすること。

- (4) 画像データの漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像データの適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 町民等の見やすい場所に、見守りカメラを設置等している旨を表示すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(画像の利用及び提供の制限)

第5条 町長は、捜査機関から画像データの提供の要請を受けた場合に限り、第1条の目的の達成に必要であると認められる範囲内において、これを当該捜査機関に提供することができる。

2 町長は、前項に規定するもの以外の目的のために画像データを利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) 町民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(管理責任者等の設置)

第6条 町長は、見守りカメラの適正な設置及び運用並びに画像データの管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、管理責任者、取扱責任者その他必要な職員（以下「管理責任者等」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者等は、規則で定める事務を行う。

(苦情の処理)

第7条 町長は、見守りカメラの設置及び運用に関し町民等から苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 町長は、規則で定めるところにより、毎年度、見守りカメラの運用状況を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

議案第 58 号

播磨町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

播磨町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第2中「児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を「児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 59 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

（6）災害等により町民税の納付が困難であると認められる者

第51条第3項ただし書中「町長が」の次に「、当該減免を受けようとする者が第1項第6号に該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合その他」を加える。

第71条第1項中「各号のいずれかに該当する固定資産税」を「いずれかに該当する固定資産」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該減免を受けようとする者が所有する固定資産が同項第3号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第119条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該減免を受けようとする者が所有し、又は取得する土地が同項第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、姫路市との連携協約の一部を変更する連携協約を別紙のとおり締結することについて協議する。よって、同条第4項においてその例によるとされている同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年1月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び播磨町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、平成27年4月5日付で締結した姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第1条 原連携協約第3条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第2条 原連携協約第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

（1） 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

（2） 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実など、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保などに取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力をを行う。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通	

	通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圈域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。

(3) 圈域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通した安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。	
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。	
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。	
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。	

環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の啓発など、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。	
----	---	--

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進など、地域公共交通ネットワークの強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に向けた情報共有や連携事業におけるデジタル技術の活用など、圏域全体でのDXの推進に取り組む。	
道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多核ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格幹線道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売・学校給食への圏内産品の活用、その他地産地消の促進に取り組む。	
地域内外の住民との交流・移住促進	UIJターン人材等の発掘や移住・定住に係る情報発信・地域活性の取り組みを促進し、地域の特長を生かした移住・定住対策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議案第 61 号

令和6年度播磨町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度播磨町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,716万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4,002万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		5,533,507	85,000	5,618,507
	1 町民税	2,024,910	40,000	2,064,910
	2 固定資産税	2,751,197	40,000	2,791,197
	3 軽自動車税	85,600	5,000	90,600
14 国庫支出金		2,337,392	47,818	2,385,210
	1 国庫負担金	1,501,197	45,269	1,546,466
	2 国庫補助金	828,864	2,549	831,413
15 県支出金		1,066,458	21,001	1,087,459
	1 県負担金	740,128	20,548	760,676
	2 県補助金	236,564	△ 297	236,267
	3 委託金	89,766	750	90,516
17 寄附金		2,556	2,403	4,959
	1 寄附金	2,556	2,403	4,959
18 繰入金		1,441,960	153,338	1,595,298
	1 基金繰入金	1,441,959	153,338	1,595,297
20 諸収入		396,946	7,500	404,446
	4 受託事業収入	6,872	1,500	8,372
	5 雑入	370,858	6,000	376,858
21 町債		1,022,146	550,100	1,572,246
	1 町債	1,022,146	550,100	1,572,246
歳 入 合 計		14,672,866	867,160	15,540,026

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,757,664	122,661	1,880,325
	1 総務管理費	1,457,058	123,199	1,580,257
	2 徴税費	141,116	△ 538	140,578
3 民生費		5,584,387	95,353	5,679,740
	1 社会福祉費	3,337,865	75,851	3,413,716
	2 児童福祉費	2,246,321	19,502	2,265,823
4 衛生費		932,278	1,442	933,720
	1 保健衛生費	522,602	1,442	524,044
6 農林水産業費		216,986	5,700	222,686
	1 農業費	152,842	5,700	158,542
7 商工費		64,502	180	64,682
	1 商工費	64,502	180	64,682
8 土木費		1,194,929	3,000	1,197,929
	2 道路橋りょう費	227,157	0	227,157
	3 河川費	11,756	3,000	14,756
	4 都市計画費	837,696	0	837,696
9 消防費		520,739	6,117	526,856
	1 消防費	520,739	6,117	526,856
10 教育費		3,226,296	632,707	3,859,003
	1 教育総務費	482,232	7,449	489,681
	2 小学校費	405,397	419,232	824,629
	3 中学校費	172,062	205,835	377,897
	5 社会教育費	1,145,953	55	1,146,008
	6 保健体育費	523,875	136	524,011
歳 出 合 計		14,672,866	867,160	15,540,026

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業	5, 700
10 教育費	2 小学校費	小学校備品整備事業	7, 337
		小学校屋内運動場空調設備整備事業	411, 000
	3 中学校費	中学校屋内運動場空調設備整備事業	200, 274

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
播磨町児童発達支援センター運営事業	令和6年度 ～ 令和9年度	124, 399千円
学校給食事業(学校給食用物資等購入費(小中分))	令和6年度 ～ 令和7年度	121, 414千円
学校給食事業(学校給食用物資等購入費(認定こども園分))	令和6年度 ～ 令和7年度	6, 680千円
2025 大阪・関西万博児童生徒校外学習事業	令和6年度 ～ 令和7年度	11, 116千円

変 更

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
学校給食事業 (調理配達等業務委託料(播磨南中学校及び播磨南小学 校分))	令和6年度 ～ 令和11年度	253, 080千円	補正前 に同じ	278, 390千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
小学校事業 小学校屋内運動場空調設備整備事業債	千円 34,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
中学校事業 中学校屋内運動場空調設備整備事業債	17,300			

起債の目的	補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
小学校事業 小学校屋内運動場空調設備整備事業債	千円 404,600			
中学校事業 中学校屋内運動場空調設備整備事業債	197,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議案第 62 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,882万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,782万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		2,562,212	88,821	2,651,033
	3 県負担金・補助金	2,562,212	88,821	2,651,033
10 繰入金		404,176	3	404,179
	1 繰入金	404,176	3	404,179
歳入	合計	3,548,999	88,824	3,637,823

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,484,749	88,821	2,573,570
	1 療養諸費	2,154,852	38,166	2,193,018
10 諸支出金	2 高額療養費	314,970	50,655	365,625
		17,807	3	17,810
	1 諸支出金	17,807	3	17,810
歳出	合計	3,548,999	88,824	3,637,823

議案第 6.3 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,862万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		574,362	600	574,962
	1 一般会計繰入金	479,561	600	480,161
歳 入 合 計		3,148,028	600	3,148,628

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,695	600	73,295
	1 総務管理費	54,050	25	54,075
	2 徴収費	2,813	396	3,209
	3 介護認定審査会費	15,832	179	16,011
歳 出 合 計		3,148,028	600	3,148,628

議案第 64 号

令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,145万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		116,124	△ 2,521	113,603
	1 一般会計繰入金	116,124	△ 2,521	113,603
歳 入 合 計		583,972	△ 2,521	581,451

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		4,230	256	4,486
	2 徴収費	2,141	256	2,397
2 後期高齢者医療広域連合納付金		579,286	△ 2,777	576,509
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	579,286	△ 2,777	576,509
歳 出 合 計		583,972	△ 2,521	581,451

